第２２１回

町田市都市計画審議会

２０２１年８月１６日

町田市都市づくり部都市政策課

第２２１回　町田市都市計画審議会　会議録

開催日時：２０２１年８月１６日（月）午前９時３４分～午前１１時４４分

開催場所：リモート会場（Ｗｅｂｅｘ）及び市庁舎３階　第１委員会室

出 席 者：［１号（学識経験のある者）］吉川会長、宇於﨑職務代理、薬袋委員、市古委員、
阿部委員、中西委員、草薙委員、佐藤委員、
田代委員

［２号（町田市議会の議員）］おさむら委員、友井委員、殿村委員、白川委員、
松葉委員

［３号（関係行政機関の職員）］唐澤委員（代理）、東田委員（代理）

［４号（町田市の住民）］松尾委員、浅利委員

［専門委員］野澤委員

小池幹事（政策経営部長）、井上幹事（財務部長）、野田幹事（環境資源部長）、
神蔵幹事（道路部長）、萩野幹事（都市づくり部長）、
平本幹事（都市づくり部都市整備担当部長）、荻原幹事（下水道部長）

説明員　窪田都市政策課長、今國下水道経営総務課長

案件担当職員３名

事務局職員３名

公開又は非公開：公　開

傍 聴 者：なし

議　　題：【報告事項】

１．（都市マス）特別委員会最終報告

「（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン」策定について

【議案審議】

議案第６３１号　「（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン」策定について

※第215回定例会（2020年２月３日）にて諮問、付議

【報告事項】

２．（土地利用）特別委員会中間報告

「町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策」改定について

【事前協議】

１．町田都市計画下水道の変更について（町田市決定）

（町田都市計画下水道　町田市公共下水道）

○事務局　都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず、本日の会議の定足数を報告させていただきます。

リモートの御出席が11名、会場での出席が７名であり、御欠席の委員は飯田委員、城田委員になります。委員20名中18名御出席いただいておりますので、会議は成立となります。

この後、傍聴人の入場になりますが、事前にお申込みをいただいている方はございません。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

なお、リモートで御出席の委員の方にはメールで事前に送付させていただきました。

会場の皆様へ本日、新たにお配りしているのが、議事日程、議席表、委員・幹事名簿、専門委員名簿と当日配付資料１「都市計画の案の理由書（町田都市計画下水道）」以上となります。

本日の案件資料は、今回の開催通知に同封させていただきました資料１「（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン（答申案）」、資料２「（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン　まちづくりのコンテンツ」、資料３「町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策（案）」、表紙が黄緑色の資料４「町田都市計画下水道の変更について（町田市決定）（町田市公共下水道）」、以上が本日の資料となります。

不足等ありましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、案件の説明時に説明資料をＷｅｂｅｘ上に表示いたしますが、その際に、送付させていただいた紙資料や資料データも併せて御覧いただければと思います。

続きまして本日の議事でございますが、お手元の議事日程のとおり、（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン策定について、都市マスの特別委員会より最終報告をしていただき、引き続いて審議をお願いいたします。次に、町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策改定について、土地利用の特別委員会より中間報告をしていただきます。その後、町田都市計画下水道の変更について（町田市決定）の事前協議を行います。

事務局からは、以上になります。

会長、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございます。それでは、早速開会させていただきます。

本日の８月定例会は、2021年度最初の審議会となります。４月、６月が休会になってございますので、今回が初めてでございます。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

では、早速議事に入ります。

１番目は、報告事項でございます。

（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン策定についてでございます。

本件は、まず特別委員会から御報告をいただき、質疑応答の後に議案第631号として審議する、そういう手順で進めさせていただきたく存じます。御報告は、2020年２月３日付で専門委員をお願いして、都市マスの特別委員会の委員長をお務めくださっている野澤康委員長にお願いしたく存じます。

それでは、特別委員会からの御報告をお願いいたします。

○野澤専門委員　皆様、おはようございます。

ただいま吉川会長から御紹介をいただきました、この特別委員会の委員長を務めました野澤と申します。

では、資料を使いながら（仮称）町田市都市づくりのマスタープランの策定について検討してきた結果を御報告いたしたいと思います。

資料としては、お手元の資料１と、画面上に映っているものでございます。

まず初めに、特別委員会の構成でございます。

委員は、学識委員が７名、町内会自治会やまちづくりに関連した事業者を代表する委員が９名の計16名となっております。

この特別委員会は昨年２月、第215回都市計画審議会において（仮称）まちだ未来づくりビジョン2040の描くなりたい未来の姿を実現するための都市政策の方向性を定める、（仮称）町田市都市づくりのマスタープランの策定に関して諮問を受けて設置されたものになります。

また、新たなマスタープランは、現行計画で言いますと都市計画マスタープラン、交通マスタープラン、みどりの基本計画、住宅マスタープランの改定に伴い各計画を包括するマスタープランの策定が求められており、計画の構成は、全体ビジョン編、個別パート編、地区別パート編の３編構成とされておりました。

策定の経過でございますが、2020年３月から10月までの間に５回の委員会を開催して、11月に本審議会において市古委員から中間報告していただきました。その後、2021年１月から７月までに４回の委員会を開催して、本日の最終報告を迎えている状況です。

また、2021年２月には市民に向けた中間公表を行い、さらに市内の小・中学生を中心に市民アイデアの募集も行っております。

コロナ禍での検討となりまして、第１回に委員全員が対面で集合して委員会を開催したのみで、その後は大半の委員がリモートでの参加で委員会を開催し、事務局との調整も、ほぼ全てリモートで行ってまいりました。こうした検討の経過自体も、ニューノーマル、新しい

生活スタイルの形式であったと考えております。

ここからは、少し中間報告の内容を振り返っておきたいと思います。

中間報告では、まず、社会状況の変化や町田市の特徴と可能性を踏まえて、現在の町田市の魅力として「都市的なにぎわいや活動」、「豊かなみどり・自然」、「居心地の良い住環境」がバランスよく身近にあるという認識の下で、これからの町田市の都市づくりはこの３つの魅力を重ね合って、さらにはつながりをつくることで、市民が何かをやりたいと思ったときに気軽に実現できる都市を目指していくことを基本的な考え方として御説明いたしました。

また、このマスタープランの目標年次になります2040年の暮らしのイメージとして、こちらの図を示し、「自由さ・気楽さ・便利さ」を実感しながらやりたいことにアクセスできる暮らし、人やモノなど地域全体がつながり合い、充実した資源を時代に合わせて賢く使う暮らし、さらに、ゆとりある住まいやまちを自分らしく使って日常を楽しむ暮らし、地元で育てる緑や農でみんながわくわく輝く暮らしといった４つのシーンに分けて、市内各所の暮らし方を提案いたしました。

そして中間報告以降の検討の方向性として、全体ビジョン編としては、都市の骨格構造の検討、都市づくりの各分野が連携して取り組むべき主たる取組、政策の考え方を示した上で、多摩都市モノレールの沿線に、町田市全体の暮らしの質を高めていくための３つのプロジェクトを具体的に検討していくとしております。

続いての個別パート編においては、先ほどの全体ビジョン編を受けまして具体に実施する施策や方針を記載していくほか、各分野のマスタープランとして必要となる法定の記載事項を検討していくといたしました。

３つ目の地区別パート編においては、現行の都市計画マスタープランの地域別構想編からより細かい地区単位のまちづくりの方針やビジョンを位置づけるための器として検討していくとしておりました。

位置づける方針やビジョンは市民主体型と行政発意型の２種類の方法によって作成され、それらを総合リスト化することで、地域全体が地区の特性によって構成されていくことを目指しております。

こうした中間報告を受けて、中間報告以降の委員会としましては、第６回の委員会で都市構造、それから都市づくりの基本方針を議論し、第７回で都市づくりを牽引するプロジェクトに関して審議を行い、第８回においては分野ごと、都市計画、交通、住まい、みどり、こ

うした分野ごとの施策を中心に議論してまいりました。

分野ごとの検討につきましては、第６回の委員会の中で各分野を担当する学識委員を決めて、分科会的に事務局と調整した案を第８回に全体で議論する形を取ることで、専門的な知見を十分に反映する工夫をしてまいりました。

さらに第９回、最終回の委員会では、全体の議論を振り返り、不足する点などを補って、最終取りまとめとして整理を行いました。

また、先ほども申し上げましたが、本年２月に市内の小・中学生を中心に実施した市民アイデア募集では、800件以上もの応募があり、町田市における働き方や暮らし方に関する夢のあるアイデアを出してもらい、それを検討の参考にしてまいりました。こうしたアイデアは今後の施策展開にも大いに役立っていくと考えられますので、ぜひ皆さんとも共有していくべきではないかと個人的には考えております。

では、ここから、お手元の資料に沿って、最終取りまとめの内容を御説明していきたいと思います。

まず、資料の４ページをお開きください。

このマスタープランの位置づけを示しておりますが、図にあるとおり、町田市基本計画まちだ未来づくりビジョン2040を実現するための都市計画、交通、住宅、緑の各マスタープランを包含する都市づくり分野の基本方針として定めます。当然のことながら、上位計画であります東京都の各計画に即した内容となっております。また、改正に向けて現在検討中の住みよい街づくり条例と連携して、施策の推進を図っていくものとなります。

続いて、５ページになります。マスタープランの全体構成を示しています。

先ほど中間報告の振り返りのところで御説明したものと、名称が若干変わっております。Ⅰ章はビジョン編、Ⅱ章は方針編、Ⅲ章はコンテンツ編ということで、先ほどの中間報告の段階とは名称が変わっていることに御注意いただければと思います。

方針編の６、分野横断的なリーディングプロジェクトにつきましては、中間報告の段階では第Ⅰ章、ここで言うビジョン編の一部であると考えておりましたけれども、プロジェクトの内容を検討していく中で、方針編の各分野の施策を横断的に推進するものとして設定するのがふさわしいという議論がありまして、第Ⅱ章、方針編の中で位置づけることになりました。

では、ビジョン編の説明をいたします。８ページをお開きください。

2040年に向けて目指す大きな方向性を「暮らしとまちのビジョン」とし、「ココチよさ」

や「ちょうどいい暮らし」という、未来づくりビジョン2040のなりたいまちの姿を意識した表現で示しています。また、町田で暮らす価値や関係者が共有する価値観を都市づくりの７つのバリューとして示しております。

続いて、９ページです。今、お話ししました「暮らしとまちのビジョン」のイメージを市域に落とし込んだ絵になります。

委員会では将来の暮らし方をイメージし、そこからまちのありようを考えるというプロセスを重視してきたことから、まず、20年後の町田市民がまちの中でどのような活動を展開しているかを想像し、町田市の魅力である「都市的なにぎわいや活動」、「豊かなみどり・自然」、「居心地の良い住環境」、こうしたものが相互に重なり、つながり合いながら市民の様々な活動を受け止めている様子を表現したつもりでございます。

続いて11ページ、都市づくりに関わる事業者や行政、まちを使う市民などのプレイヤーが具体的に取り組んでいく行動や行為の基本的な考え方を「都市づくりのポリシー」として示しています。まちの多様性や多機能性、緑やオープンスペースの活用、活動しやすく安全・安心な環境など、今後の都市づくりを考える上で重要な要素をできるだけ分かりやすい表現で示し、市民の皆さんにも伝わるように工夫いたしました。

13ページをお開きください。

「暮らしとまちのビジョン」実現に向けて、将来のまちの“もよう”と“つくり”という２層の都市の設計図を設定いたしました。

15ページになりますが、１層目の図をまちの“もよう”として、市民の暮らしの視点から、左下の凡例にあるように、地域の特徴を活かした４つの暮らしを整理しております。また、「日々の暮らしを支える場」として日常の暮らしの中心地や、「町田らしい新しいモノが生み出される場」としている産業の中心地を示しております。

17ページ以降では、４つの暮らしの具体的なイメージを解説しています。

ピンク色の拠点駅の周辺では、「「自由さ・気楽さ・便利さ」を実感しながらやりたいことにアクセスしやすい暮らし」、オレンジの主要な通り周辺や大規模団地周辺などでは「技術や社会の変化に合わせて人やモノなどの充実した資源を賢く使う暮らし」、３つ目の黄色の部分、低層住宅地周辺では「ゆとりある時間と身近な居場所を使って「遊ぶ、働く・憩う」を自分らしくデザインできる暮らし」、緑色の市街化調整区域周辺では「みどりや農との関わりを日常の一部にしながらココロとカラダを育む暮らし」として、それぞれの地域の特徴的な暮らしのシーンを整理しております。

21ページでは、「日々の暮らしを支える場」「町田らしい新しいモノが生み出される場」の具体的なイメージを解説しております。

続いて、23ページを御覧ください。

２層目の図をまちの“つくり”として、市内の拠点、移動、交通の都市の活動軸、そして緑の軸を示すマクロな視点からの都市構造を示しています。多摩都市モノレールの延伸によって形成される活動軸を都市骨格軸として、そしてモノレール駅が想定される忠生を新たに都市拠点として位置づけました。都市拠点の赤と緑のグラデーションは、賑わいの赤だけではなく隣接する大規模公園の緑を拠点の魅力に活かしていきたいという意図で、こういった表現にしております。

25ページから28ページにおいては、各拠点や軸の具体的な場所等の解説をしております。

続いて、大きな２つ目のパートの方針編の説明に入りたいと思います。

少し飛びますが、44ページをお開きください。

ここでは、具体的な施策の内容に入る前に、都市づくりの各分野はもちろん商業、農業、環境など他分野とも連携しながら施策を推進していくこと、また、行政だけではなく市民や事業者など様々な主体と協働でまちづくりを進めていくという基本姿勢を示しております。

続いて、48ページからの都市計画に関する方針においては、都市計画法第18条の２に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針として、ビジョンの実現に向けた土地利用、この中には空間、機能、環境が含まれますが、土地利用の方針、それから基盤となる都市施設等の方針を示しております。

基本方針としては「『資源を賢く使って、しなやかで多様性があるウォーカブルな都市の空間や機能を整えること』を目指す」として、３つの施策の柱の下、取組を体系化しています。

１つ目は、地域の特性や暮らしの変化に合わせて多様な土地利用を誘導するという点でございます。そして２つ目には、暮らしを支える都市基盤の整備を推進・促進するということでございまして、これにはモノレールや都市計画道路などの交通基盤、歩道や自転車走行環境など人中心の都市基盤、治水や浸水対策などの安全・安心な都市基盤の整備に関することが含まれます。そして３つ目には、暮らし・活動の変化に合わせて、都市の性能を上げることを掲げております。ここには歩きたくなる環境づくりや多機能性といった都市の活動のしやすさ、防災、環境、景観といった都市の基本性能に関することが含まれております。

続いて、50ページをお開きください。

施策Ⅰのポイントとしては、集約型の都市構造への再編を見据えつつ、土地利用の複合化、いわゆるミクストユースの土地利用を誘導していくことを示しました。町田市の場合、【複合化のイメージ】という図にありますとおり、住居系を中心に自然系、商業系、工業系がバランスよく配置されていますが、今後は、この円同士が重なり合った部分をより適切に育てていこうということでございます。

例えば住居系の地域では、これまで住宅以外の施設、例えば商業施設や業務施設などは基本的には入り込んでこないようにすることで、住居系地域の住環境を守っていこうという考え方が強かったわけですが、今後は日常の生活利便性を上げるためのちょっとした店舗であるとか、昨今広がりを見せているテレワークなどの新しい働き方に対応するためのワークスペースなど、住環境を阻害しない範囲で少しずつ導入していくといった考え方にシフトしております。

そして、53ページには、多摩都市モノレールの町田方面延伸を契機にモノレール沿いを魅力ある空間に整えていくための具体的なイメージについても入れてあります。今後、周辺の地権者さんや事業者などと具体的にまちづくりを進めていく際のデザイン的なガイドラインになればと考えております。

59ページには、こうした考え方の下、具体的に土地利用の方向性を地図化した土地利用方針図を示しております。

多摩都市モノレール沿線をオレンジ色の「暮らしを支える複合地」としていたり、木曽山崎や忠生に拠点駅周辺のまちづくりを想定し、一定の機能集積を図っていく方針としている点などがポイントになります。

続いて施策Ⅱ、Ⅲのポイントとしては、人中心の都市基盤や活動のしやすさに着目している点が挙げられます。特にウォーカブル、すなわち歩きたくなる都市空間をつくっていくことは、これからの都市づくりの大きなテーマとして委員会の中でも歩行空間、沿道空間の形成、オープンスペースのつくり方、活用の仕方などについて多くの議論が交わされました。コロナ禍を経て人との適度や距離やオープンエアな空間が求められるようになり、特に町田駅の周辺をはじめとした拠点づくりについては、重要な視点になってくると考えております。

続きまして、方針編の大きな２つ目、76ページからの交通のお話になります。

この交通の方針編は、交通マスタープラン、町田市便利なバス計画の要素を取り入れ、交通の関係者と共につくり出していく交通体系や交通基盤の使い方など、交通や移動のしやすさの方針を示すパートになります。

基本方針を「『日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくること』を目指す」といたしました。

具体的に３つの施策を掲げて取組を体系化しています。１つ目は、地域の中を快適に移動できる「小さな・ゆったりとした」交通を生み育てる。２つ目には、市内と市外、拠点間をつなぐ「大きな・速い」交通を整えていくということ。３つ目には、多様な担い手がつながり、さまざまな手段を用いて交通を支えるという点を挙げております。生活圏内の暮らしの移動を重視するつくりとし、１番目に生活圏に近い「小さな・ゆったりとした」交通に関する施策を掲げているのが特徴になります。

では、79ページをお開きください。

１つ目の施策のポイントは、地域内の近場の外出をより社会や環境に対してやさしく、誰にとっても快適なものにしていくという点でございます。

委員会の中でも、少子・高齢化が進むとともに働き方や学び方といったものが変化しており、自宅や自宅の近所で過ごす時間が増加していく中で、いかに自宅周辺の地域の中を快適に移動できるかが重要な要素になってくるという議論がございました。

近年では、「自宅等の出発地から鉄道駅やバス停まで」などの最初と最後の短距離の移動であるラスト・ファーストワンマイルの交通の取組が各地で行われており、地域の中を快適に移動できる小さな・ゆったりとした交通への関心が高まっています。町田市内でも地域主体のラスト・ファーストワンマイル交通の取組が進み始めていると聞いておりますけれども、こうした取組の支援や、徒歩、小さな乗り物を積極的に選べる移動環境を生み育てていくことで、自然とそれらが選ばれ、地域内の近場の外出をより社会や環境にやさしく、誰にとっても快適なものにシフトしていけるよう取り組んでいくこととしました。

続いて、81ページをお開きください。

施策Ⅱのポイントは、町田市の広域拠点としての魅力をさらに伸ばしていくという点でございます。

町田市は空港や新幹線駅、高速道路のインターチェンジ、箱根や江の島といった観光地へのアクセスもよく、広域的な拠点としての魅力があると考えております。また、今後、集約型の都市構造への再編を見据えると、鉄軌道駅周辺の拠点性はさらに増していくことと想定されます。こうした観点を踏まえて、多摩都市モノレール町田方面延伸をはじめとした市内外や拠点間をつなぐ大きな・速い交通の基盤を整えることや、拠点性の高まる鉄軌道駅の利便性や安全性、魅力を向上させていくことで、まちづくりの進展と連動しながら町田市の広

域拠点としての魅力をさらに伸ばしていくということを示しました。

続いて、83ページの施策Ⅲのポイントは、地域全体で交通を支えていく意識を育みながら、安全性や持続性のある交通環境を整えていく点でございます。

技術の発展により、今後ますます多様な乗り物が生まれ、それらを組み合わせて気軽に使える仕組みも充実してくると想定されます。一方で、交通事業者を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予想され、サービス水準を維持していくことが課題となります。こうした観点を踏まえて、先端技術を積極的に活用して新しい暮らし方をつくり出していくことを目指すとともに、市民、事業者、行政など地域交通の担い手となり得る誰もが移動しやすさを実現するための行動を起こせるよう、地域全体で交通を支えていく意識を育みながら、安全性、持続性のある交通環境を整えていくとしました。

続いて88ページからは、方針編（住まい）になります。

この部分は、現行の町田市住宅マスタープラン、町田市団地再生基本方針、町田市空家０計画を包含しており、町田市の総合的な住宅政策を示すパートになります。

この部分の基本方針を「『ライフステージやライフスタイルにあわせて暮らしを楽しむため、自由に選択できる住まいを整えること』を目指す」として、３つの施策の柱の下、取組を体系化しております。

１つ目の施策は、環境や安全・安心に配慮したまちに仕立て直すというものになります。２つ目の施策は、地域特性に応じた多機能なまちをつくるというものになります。そして３つ目の施策は、自分らしく暮らせる住まいが見つかる仕組みを整えるとしております。また、それとは別に、町田市の住宅政策の中で重要なテーマとなる団地と空家に特に着目した取組を詳細化して、団地再生基本方針、空家対策基本方針として記載しております。

90ページ、91ページをお開きください。

施策Ⅰのポイントは、住宅の質の向上や災害への備えを図るという点でございます。

デジタルトランスフォーメーションの進展、脱炭素社会、少子・高齢化などの社会動向への適応やスマートシティ化、さらに、昨日、今日も起きておりますけれども、近年頻発・激甚化する災害への備えといった社会情勢を踏まえ、多様化する住まいや暮らしへのニーズに対応できるように取組を進めていくものとしました。特に防災については、住教育の観点から地形や災害リスクなどの土地の特性を市民によく理解してもらって、住宅購入の際などに安全な宅地が選ばれるようにしていくべきという議論もあり、そういった要素も含まれております。

92ページ、93ページの施策Ⅱのポイントは、住宅地の多機能化と、住民活動の活性化により地域の魅力を向上させていくという点でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ライフスタイルや働く場が変化してきていること、また、今後予定されている多摩都市モノレールの延伸などによって住宅地に求められる役割や地域ごとの特性が変化していくと考えられます。そこで、住宅地への「住まう」以外の機能の導入や団地再生の重点的な推進、地域活動の担い手支援などを通して、地域の魅力向上につながる取組を進めていくとしました。

続いて、94ページになります。

施策Ⅲのポイントは、多様な人がライフステージやライフスタイルに応じた住まいを見つけ、町田で暮らし続けられる住環境を整えるという点でございます。

町田市内には、駅に近接した住まい、生活に便利な団地の集合住宅、ゆとりある戸建て住宅地、大規模な緑に近接する集落など様々な魅力を持った住まいがございます。一方で、ライフステージやライフスタイルによってちょうどいい住まいは変化していくことがあるため、様々な住まいの情報発信や既存住宅の流通などによる利用の促進を通して、町田で自分らしく暮らし続けることができるような取組を進めることといたしました。

そして、96ページにおいては団地再生基本方針として、「時代の変化に対応しつつ、地域とともに歩み続ける団地」を基本理念とし、団地再生のための取組を記載しております。

多摩都市モノレールの延伸とも連携して、立地エリアの特性に応じた再生・再編を進めることとしております。また、町田市の住宅ストックにおける団地の重要性に鑑み、団地が住み替えの際の選択肢の１つとなるような環境づくりや、団地周辺の地域の市民にとっても豊かな暮らしを支える役割を担うことができるような取組を進めるとしました。

もう一つの空家対策基本方針については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画として、空家対策の取組を記載しております。

空家発生の予防、適切な管理及び活用の促進が図られるよう、市と市民、空家の所有者などや事業者の相互の連携、協力の下、総合的かつ計画的に空家対策を実施していくとしております。

最後の４つ目の大きな方針、104ページからは、方針編（みどり）の部分になります。

この部分は、都市緑地法第４条に基づく緑の基本計画として、法定事項を記載しながらビジョン実現に向けた町田市の緑に関する政策の方針を示しております。

基本方針を「『生きもの・文化が育まれてきたみどり環境を保全・継承するとともに、み

どりを日常的に活用しながら、暮らしを豊かにしていくこと』を目指す」として、３つの施策の柱の下、取組を体系化しました。

１つ目の施策は、人と生きものが健康でいられるグリーンインフラを確保するということです。２つ目は、公園・緑地をリニューアルし、市民の暮らしの質を高めていく。３つ目として、市民が主役になってみどりを使い楽しむ活動を支えるということを掲げております。

109ページを御覧ください。

みどりの施策全体のポイントとして、市内にある様々なみどりをグリーンインフラを構成するみどりと捉え、みどりの持つ機能を積極的に生かしながら健康に暮らせる都市にしていくという点です。

111ページでは、緑地の保全及び緑化の目標を掲げています。

みどりが地表を覆う部分に公園区域、水面を加えた面積が地域全体に占める割合を「みどり率」と言いますけれども、現状のみどり率を維持していくことを目標としております。これは東京都が定める「東京が進めるみどりの取組」にて掲げられている「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」という目標から来ているものになります。

市内のみどり率、面積の推移を見ますと、公園・緑地は増加してきているのですが、制度的に担保されていない樹林地や農用地などの民間の土地のみどりの減少が見受けられます。今後は、まとまったみどりの保全や公園・緑地等の整備を進めるとともに、日常的に市内にある様々なみどりの活用を図りながら、民有地も含めたみどりの維持に取り組むとしております。

112ページをお開きください。

施策Ⅰのポイントとしては、グリーンインフラの確保という点になります。

市内にある様々なみどりをグリーンインフラを構成するみどりと捉え、みどりの持つ機能を積極的に生かしていくため、これまで継承されてきた市内のみどりの量を保全していくとともに、都市施設や建築物等の整備、更新に合わせた緑化等を推進し、新たなみどりの創出にも取り組んでいくとしてあります。

施策Ⅱのポイントは、ハード、ソフトともにリニューアルをするという点です。

町田市では、これまで身近な公園・緑地の整備を優先的に進め、公園・緑地のみどりの量としては一定程度の規模が確保されております。一方で、管理が行き届いていない公園や地域のニーズに合わなくなってあまり利用されていない公園も少なからず見受けられるようになっております。今後は、これまでに形成してきたストックを最大限に活用しながら、使い

やすく、過ごしたくなる快適な空間になるようリニューアルを進めていきます。また、管理運営に当たっては、持続可能な運営手法の導入に取り組んでいくものとしております。

３つ目の施策のポイントは、市民が主役となって、その活動を支えるという点でございます。

みどりを様々な活動に使い、楽しい暮らしを実現していくためには、市民の「こんなことをやりたい」を実現し、さらに市民が主役となった、みどりを使い楽しむ活動に取り組める環境づくりが不可欠でございます。みどりへの愛着を持つ市民が増え、持続可能なみどりの継承につながるよう、市民が主体的に公園や緑地などの管理運営に関われる仕組みづくりに取り組んでいくことといたしました。

122ページ以降は、分野横断的なリーディングプロジェクトとしてモノレール沿線の３つのエリア――町田駅周辺、木曽山崎団地、忠生・北部で町田市全体の都市づくりを牽引していくプロジェクトの展開を示しております。右側の図にありますように、ビジョン編で示した市内の４つの暮らしを３つのエリアで具体化していくような取組としてまとめてございます。

125ページは、町田駅周辺のプロジェクトになります。

商業拠点である町田駅周辺を多機能でウォーカブルなまちにするために、駅前の広場空間や魅力的な沿道空間、歩行者ネットワークの形成などの取組をまとめました。

127ページは、木曽山崎団地のプロジェクトになります。

大規模住宅団地を、団地内に住む住民のためだけではなく「ヒト・モノ・コト」が集まる地域の活動拠点へと変えていくために、コミュニティスペースや空室等を活用したワークスペース、住み替えの仕組みづくりなどの取組を進めるとしております。

そして３つ目は、忠生・北部プロジェクトになります。

北部丘陵の大規模なみどりの空間を楽しみながらゆったりとした暮らしが送れるよう、アフターコロナの時代に選ばれる魅力的な郊外へと変えていくために、自転車やフットパスを楽しむ人のための回遊ネットワーク、モノレールから地域内交通への乗り継ぎの拠点、農や里山環境に親しむための環境づくりなどの取組を進めることとしております。

134ページ、135ページをお開きください。

最後に、コンテンツ編について御説明いたします。

コンテンツ編は、ビジョン編で描いたまち全体の将来像を、より小さなまちの単位で描いた内容を位置づけるものとしております。これから改正する予定の住みよい街づくり条例に

基づき策定されたまちビジョンや、御説明しました４つの方針編の施策を具体化した拠点や地区の整備等に関する方針を随時位置づけていく仕組みとしました。様々なコンテンツが今後、位置づけられていくことによって、まちづくりの関係者がその内容を共有し、お互いに連携して取り組んでいけることを期待しております。これは、実はマスタープランのつくりとしては非常に新しい取組になろうかと思っております。

大変長くなってしまいましたけれども、私からの説明は以上になります。お付き合いをいただきまして、どうもありがとうございました。

○窪田都市政策課長　会長、恐れ入ります、都市政策課長の窪田でございます。

申し訳ございません、続きまして、本日お配りしております資料２の説明を事務局から若干させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長　了解でございます。お願いします。

○窪田都市政策課長　では、資料２のまちづくりのコンテンツと、今後のスケジュール及び参考情報について私から御説明させていただきます。

ただいま野澤委員長から御説明いただきましたとおり、都市づくりのマスタープラン・コンテンツ編には２種類の計画等が位置づけられていくこととなります。資料２のリストに掲載されているものは、マスタープラン策定時点で位置づけが想定される計画等の一覧でございます。

１ページから３ページにございます１から41までの計画が方針編に基づくもの、４ページにございます８つが住みよい街づくり条例に基づくものとなりますので、併せて御確認をお願いいたします。

なお、こちらの資料２のリストについて、申し訳ございませんが２点修正がございます。

１ページの９番目の名称、「（仮称）木曽山崎団地地区まちづくり構想」ですが、こちら正しくは「（仮称）」を取りまして、「木曽山崎団地地区まちづくり構想」となります。

続いて、もう一点でございます。２ページの22番の名称「町田市営住宅等長寿化計画」とございますが、正しくは「町田市営住宅等長寿命化計画」となります。併せて修正をお願いいたします。

また、都市づくりのマスタープラン策定の今後のスケジュールについてですが、本日この内容で答申案の承認をいただきましたら、本日午後に、吉川会長と野澤委員長から市長に対してリモートにて答申をいただく予定となっております。その後、９月15日から10月14日までパブリックコメントを実施し、市民意見を反映させた上で来年３月の策定、公表を目指し

て進めてまいりたいと思います。

また、住みよい街づくり条例につきましては、本マスタープランと同時に改正を進めております。改正内容につきましては、市民が主体的に取り組むまちをよくする活動から、まちの将来像を作成していくための具体的な枠組みや支援方法を条例に位置づけていくものであり、11月の中間報告時点から大きな変更はございません。

町田市街づくり審査会の下に設置いたしました専門部会にて検討を行い、本年５月に行われた街づくり審査会におきまして答申をいただいております。

今後は、本年９月から10月にかけて都市づくりのマスタープランと同時にパブリックコメントを募集する予定でございます。その後、本年12月の本議会定例会にて条例案を上程し、同月に条例の公布、翌2022年４月の条例施行を予定しております。

事務局からは以上となります。

○会長　ありがとうございました。

では、質疑に入る前に、この都市計画審議会から特別委員会に御参加いただいております委員の皆さんからも何かコメントがあれば頂戴したいと思います。市古先生、中西先生、薬袋先生です。

まず市古先生、いかがでございましょうか。

○市古委員　都立大学の市古でございます。

野澤委員長から全体にわたってとても丁寧に御説明いただいたところでございますけれども、非常に21世紀にふさわしい、町田の都市の方向性を示したマスタープランができたのではないかと思います。

関連で２点ほど、やや個人的な見解をということで、１つは、私自身も町田市都市計画審議会で委員として働かせていただいて10年くらいになりますけれども、このマスタープランの議論に関わらせていただく中で、改めて町田の特徴として私自身、非常に印象的に残っておりますのは、東京都の他の多摩地域の自治体と比べて非常に商業の集積性、都市の集積性があるというか、言い方を変えると、八王子とか立川とか国分寺は中央線でつながっておりまして、都市間競争が非常に激しい中で都市をどう活性化させていくのかを考えているわけですけれども、町田市は海老名や横浜、それから新宿につながる路線を持っているんですけれども、それでも多摩地域と比べると、隣り合う商業集積地といい意味で少し距離がありますので、そういう意味で町田市独自の特徴を持ったビジョンを描いていくといった特徴を持っているという気が改めていたしました。

そういう意味においても、非常に特徴的なマスタープランが描けてきたのではないか。それはただ特徴的というだけではなくて、これまでの蓄積に基づいて行われていくということですね。

それから、もう一点付け加えると、一方で、モノレールの延伸によって多摩と立川がつながることで、都市間競争という意味で、先ほどの１点目について面白い展開が出てくると思っておりました。

２点目は、このマスタープランをどう実現していくのかが、非常に大事な取組だと思います。その上で、このマスタープランには鉄道事業者の方々にも多数入っていただきましたけれども、民間事業者の方、市民の方と一緒に実現していくことはもちろん大事な方向性なんですが、とはいえ、このマスタープランを作成したのは町田市ですので、実現していくのは市民、事業者と一緒にという視点だとしても、まずはこのマスタープランをしっかりと理解していただく、もしくはこれを基にまちの方向性について市民や事業者とコミュニケーションを図っていく、何かそういったいい意味での啓発活動、ワークショップ、コミュニケーションの取組が次の一歩として非常に大事になってくると、お聞きしながら改めて感じたところです。

私からは、以上です。

○会長　ありがとうございました。

続いて中西委員、いかがでしょうか。

○中西委員　中西です。

もう既に野澤委員長、市古委員から御説明ありましたが、このプランは非常に画期的な面を含んでおります。複数のプラン、ここ二十年三十年の間に行政のプランはすごく複雑化しているわけですけれども、ある意味、町田市のこれまでの都市マスも極めて肥大化した。それはそれ自体が非常に先進的な取組であったわけですが、それを運用してきた中で反省あるいはこの時代に合わせた再編をして、各プランを複合化させて、非常にビジョン的性格を強めたことが非常に画期的であると私は考えております。

もう一点付け加えると、街づくり条例もそれに連動させた。ほかの自治体ではこういった動きは見られません。ただ、理念的には非常に正しいことをやられたということで、私としては、それに関わらせてもらったこと自体を非常に、いろいろな刺激を受けたということで感謝しておるところです。

そういった意味では、このプランをつくったこと、新しい取組であることをまず評価して

いただきたいということ。

それから、複数のプランをまとめたことで、よい意味でコストダウンしているはずです。ただ、それをちゃんと有効に機能していけるかどうかは今後の運用にかかっておりますし、当然都市計画審議会の委員の皆様の理解とか、市民あるいは事業者の理解が必要になってまいりますので、この画期性を今後も活かしていくことが必要であるということを、ぜひ御理解いただければと思っております。

○会長　ありがとうございます。

続いて薬袋委員、いかがでしょうか。

○薬袋委員　私もとても丁寧なつくり方をして、かつこれまでばらばらであったものをまとめていくような方針での計画づくりに携わらせていただいて、本当に勉強にもなりましたし、これからの町田が楽しみだと思いました。

もう既にほかの先生方もおっしゃいましたけれども、これをどう実行していくのかというところが一番大事で、実はまだあまりその点の書き込みがないのが気になっていまして、まちは行政だけでつくるものでもないですし、民間だけでやるものでもなくて、やはり連携しながらですし、特に行政として一番配慮していただきたいと思うのが、非常に大勢いらっしゃる町田市民の皆さんにこれをどれだけ伝えられ、かつ共にまちをつくっていこう、そういう気持ちになっていただけるようにするかという点かと思います。そうでないと、多分これは絵に描いた餅で終わってしまうと思います。

そのためには都市計画の中で完結させるのではなく、いろいろな部署の方々と連携して市民の皆さんに御理解、御共有いただき、場合によっては微修正もしながらこれを実行していく、その歩みが私はとても気になっているところでして、何かの機会にその点についてもこの都市計画審議会の中で、今後、折に触れ議論していかれるといいのではないかと思います。

○会長　ありがとうございました。

以上、参加された委員からのコメントを頂戴しましたので、質疑応答に移りたく存じます。

今、報告のありました事項について、御質問、御発言がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。

○松尾委員　「都市計画マスタープラン」が「都市づくりマスタープラン」になったというのがある意味、画期的で、これはワードとして、宣伝するときにしっかり使えるのではないかと思っています。

気になる点としては、コンテンツ編で、全体として小さい単位という意味で空間的に「地

区」という言葉を使っているんですけれども、例えば先ほど事務局から説明があったコンテンツ編の資料で１番の「市内全域の移動等円滑化の全体方針」とか、31番の無電柱化とか22番の市営住宅等長寿命化計画みたいに、地区よりもっと広い単位で考えているものがこのコンテンツリストに挙がっております。そういう意味で言うと、地区計画を目指していくようなプランの場合は当然、空間的、物理的な地区というのはきちんと特定しないといけないと思うのですが、そうでないときにはこのコンテンツについては、地区というのは原則ではあるけれども、少し広く考えていってもいいのではないかという気がしています。

もう一つは、今、地区は空間的、物理的と申し上げましたけれども、これからの世の中、ウェブ等でどんどんつながっていくので、そういう意味でも、要は市民発意でいろいろなアイデアが出て、中身はまちづくりだけれども、ウェブを使って町田市内のあちこちとつながると。場合によっては、拠点として町田の場合は海老名や川崎、横浜等にもつながるといったことを考えると、空間的、物理的な地区というイメージと、もう少し広がった、アライアンスがあるというか、そういうものも考えていったほうがいいのではないかと思っております。

意見として申し上げるとともに、それについてどのように検討されたのかを伺いたいと思います。

○会長　ありがとうございます。

この件に関して、事務局あるいは特別委員会の委員から何か回答がございますでしょうか。

○野澤専門委員　正直なところ、コンテンツ編の具体的なところまでは委員会では議論しておらず、これから出てくる器を用意したというところでありますので、今後どうなっていくかは我々がウォッチするしかないのではないかと思っています。

松尾委員がおっしゃったような全市的な方針は、前のほうのビジョン編等に書き込まれていて、その中で多分、部分的にもうどこかからやり始める事業があるはずなので、そういったものがコンテンツになっていくんだろうなと想定していると思います。

○会長　ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。事務局及び特別委員会の委員から今のものに補足して何か、よろしいですか。

○窪田都市政策課長　今、松尾委員から市民発意という部分で、空間的、物理的というお話もありました。あと今どきの、ウェブでつながったというお話もあります。

本編の134ページの下のコラムにコンテンツ編はどういったものなのかということで書か

せていただいておりますけれども、より小さな「地区」という言葉も出てきていますが、例えば自治会よりも小さな隣近所でもなく、ちょっと地域が離れた活動をしているグループ同士がウェブでつながっていろいろな取組をということも、これからは出てくるのではないかと思いますので、そういったことも想定しながら、いろいろな意味でまちづくりに取り組んでいるグループあるいは地区単位ですとか、そういったものをホームページ上、コンテンツ編に示して、グループ等の活動がより大きくなったり、隣同士で共有してまちづくりに取り組んでいけるようなものを紹介していくといったことでコンテンツ編は考えております。

○会長　ありがとうございます。

以上の話について、ほかに御発言される方はいらっしゃいますでしょうか。

○中西委員　私、街づくり条例の改正のほうにも参加させていただきましたので、その観点から少し経緯を御説明しますと、街づくり条例も今、そういった住民の活動を発展させてビジョンにつながるような実質的な仕組みに変えようということで、改正作業が進んでいるところだと思います。議論は終わりましたが、その議論の過程でもかなり、実質的にどうやって市民の活動を支援できるのか、範囲をどうするのかといった指摘をたくさんしておりますので、そういった意味では、事務局となる市の方々も問題は認識されていると思っております。

先ほどビジョンの今後の運用が課題だと申し上げましたが、条例に関しましても、新しい条例の枠組みに則ってこれから出てくるビジョンが理念をちゃんと体現できるものになるかどうかが、これからの課題だと思っております。

今、ここに書いてあるリストはこれまでのものの位置づけであり、これから出てくるものが実質的に対応するものになっていくということで、そのあたりも関心を持ってウォッチしていただければと、私としても思うところです。

○会長　ありがとうございます。

ほかに、本件について御発言よろしゅうございますでしょうか。

よろしければ、ほかに何か御質問、御発言ございますか。

○友井委員　野澤委員長の分かりやすい御説明、ありがとうございました。

この端々に「ウォーカブル」というキーワードがたくさん出てきたので、その点についてお尋ねしたいのですが、これは既に国交省のまちなかウォーカブル推進事業等と言った事業に町田市が令和元年から参加しているかと思うのですが、そのこととの整合性についてはどのように捉えたらよろしいのでしょうか。そういった事業に参加している町田市が、後からつくるマスタープランの中に文言を入れていくというのはどのように捉えたらいいのか、少

し整理がつかないので、教えていただけますでしょうか。

○会長　ありがとうございます。

ウォーカブルという国交省の事業に既に参加している上に、この都市マスに書き込むことの整合性という御質問です。

○窪田都市政策課長　ただいま御質問いただきましたウォーカブルなまちについては、コラムとしてマスタープランの70ページに書かせていただいております。

今回、都市づくりのマスタープランの改定に当たりまして、これより以前から国で「ウォーカブル」ということが今後の都市づくり、まちづくりに取り組むうえで大事なことということで、町田市も賛同していろいろと取組をさせていただいております。

具体的に言いますと、南町田のまちづくりでもそういった部分を含めておりますし、国の指針どおり、町田市としても「ウォーカブルなまち」ということをしっかりと書き込んで今後のまちづくりに取り組んでいきたいということで、今回、マスタープランの中にしっかりと位置づけさせていただきました。

○会長　ありがとうございます。

友井委員、いかがでございましょうか。

○友井委員　今の御回答について、別な視点で質問があるんですけれども、続いてよろしいでしょうか。

○会長　お願いします。

○友井委員　南町田のまちづくり等が先行して進んでいたということは、そのときに官民連携まちなか再生推進事業の補助金や固定資産税、都市計画税の軽減、建物低層部分のオープン化を図った場合の軽減措置。南町田のところでそういったものがあったかどうかを教えていただけますでしょうか。

○会長　今の件、いかがでしょうか。

○窪田都市政策課長　南町田のまちづくりに関しましては、ウォーカブル等についての申込み等はしてはおりませんでした。

今後、こちらに示してあるいろいろな拠点づくりに関しては、そういったものを活用できるものがあれば、当然のことながら活用させていただきたいと考えております。

○会長　ありがとうございます。

友井委員、いかがでございましょうか。

○友井委員　野澤委員長がおっしゃるとおり、器をつくっていただくところだと思うので、今

のお話はちょっと深層のところに入ってしまいますが、具体的に事を進める上ではこういったことも、税制度も重要になってきますし、今、お話を伺うとそこのところは漏れていたような感じもしますので、漏れなく進めていっていただければと行政側にお願いしたいと思います。

細かくはまた改めてにします。ありがとうございました。

○会長　ありがとうございました。

ほかに御発言いかがでしょうか。

○浅利委員　プラン作成に当たって御質問なんですが、20年先のことですので社会的なニーズの変化を見込むということで、29ページの下段に「社会的な要請事項」としてＳＤＧｓのことを掲げられていまして、近時ではその一つの具体策として、カーボンニュートラルや脱炭素が国の政策や企業の経営方針で今、大きく進もうとしております。また、今後20年の市民の生活にも影響があるのではないかと思っていまして、都市計画からみどりまでの４つの施策の織り込みがこの中にあるわけですが、今回のプラン作成に当たって、主なポイントですとか委員会で御議論があった点についての経過をお伺いしたいと思っております。

○会長　今の件について、いかがでしょうか。

○野澤専門委員　主に環境のお話になろうかと思いますが、我々の中ではこれはもう大前提となっておりますので、それを実現するためにどういう政策をつくっていったらいいかという観点で全ては議論されているはずなので、ＳＤＧｓについてもカーボンニュートラルについても含まれていると解釈していただいてよろしいのではないかと思っています。

○会長　浅利委員、いかがでございましょうか。

○浅利委員　各施策にいろいろ出ていますけれども、もう少し具体的なところで、例えば再生可能エネルギーへの取組や交通手段として自動車、バス、貨物の電動化、あるいは森林の維持というものも重要になってくると思っていまして、その辺の見え方が拝見した中ではちょっと少なかったなという印象を受けました。

市民への見せ方というのは今後、大きなテーマとなりますので、そういう点を一つの切り口として、市民への見せ方として工夫されるのもよいかと個人的には感じました。

○会長　ありがとうございます。

今の質疑は今後の市民との共有の取り組み方として、やはり環境という切り口がベースにあるということが前提であり過ぎて、この文章では表に出てこないところがあるので、そこもちゃんと前提であるということを折に触れてみんなで思い出すという方向で進めたい、そ

ういう意向の表明ということでよろしゅうございますか。

○浅利委員　そうです。

○会長　参考にさせていただきます。実は私も今、言われて「あ、そうだ」と思いました。ありがとうございます。

次に、殿村委員が手を挙げておられるということですので、殿村委員、お願いします。

○殿村委員　今回のプランの前文で述べられていますけれども、20年先の都市づくりを見据えたときに、アフターコロナという観点と、もう一つは多摩都市モノレールの整備という、この２つのキーワードがここに出てきます。その点についてお尋ねしたいと思います。

アフターコロナと言ったときに、今、現に起きている新型コロナウイルスのパンデミックは、いろいろな捉え方はあると思いますけれども、世界的なウイルス感染の大流行ということですから、人類の歴史を振り返っても、やはりこれは社会的に大きな変化をもたらすものであったと私は捉えております。今後も、このようなウイルス感染症のパンデミックが当然予想される中で、今回のこの都市づくりマスタープランにおいてはどのような議論と対応策が検討されたのでしょうか、まず伺いたいと思います。

○会長　ありがとうございます。

まず１点目はコロナのことですね。これについては野澤委員長、いかがでしょうか。

○野澤専門委員　まだ我々専門家もよく分かっていないところがかなりございますので、十分には反映できていない部分があると思いますし、これからの生活自体がどのように変わっていくかも予測できない部分が多々あるとは思いますけれども、一番大きくこのプランに盛り込んでいるのは、働き方の変化と、それに伴って我々の住まいをめぐる環境がどのように変わるかはかなり議論して、盛り込んでいるつもりです。その点はコロナ前と考え方が大きく変わってきているところかと考えております。

それ以上のことは、これからまた変化が少しずつ明らかになってきた段階で改定作業をしていくものだと考えています。

○会長　ありがとうございます。

殿村委員、１点目のこの件についてはいかがでございましょうか。

○殿村委員　働き方問題は当然検討されるということで、そのとおりだと思います。

同時に、例えばこのプランの中にも出てきますけれども、直接的な事業ではないにしてもリニア中央新幹線が町田市の中を通るということで、このことも、このプランの中には記述があります。今回の新型コロナパンデミックの中で、自然に大きな負荷をかけるような人間

が行う大事業、こういうものはやはり見直されなければならない問題として、町田市が直接行う事業ではないにしても、このプランの中でどう認識し、位置づけるかという問題について、これはリニア中央新幹線の整備のみならず、大型開発、大型事業と言われる問題は少なからず自然や住環境に影響を与える問題として検討されなければならない課題ではないかと思いますが、その辺はどう検討されたのでしょうか。

○会長　今の件、野澤委員長、いかがでしょうか。

○野澤専門委員　リニアについては与条件、もう部分的に着工しているところもありますので、それができることを前提とした条件として捉えているのではないかと思っています。

その他の大規模開発については、これはマスタープランには想定できないので書けないところで、それをどうコントロールしていくかはこの次の議題になっていくと思うのですが、別の手段が必要かとは思います。

○会長　ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○窪田都市政策課長　リニアにつきましては、例えばこの答申案の27ページの「連携拠点」の中で、２番目の＜多摩境駅・相原駅・橋本駅の各駅周辺による連携拠点＞、こちらにリニアのことも若干書かせていただいております。

また、みどりにつきましても、当然のことながら現状のみどりを最大限維持していこうといったことはみどり編で書かせていただいておりますし、113ページの一番下、ⅲに「まとまったみどりのあるエリアにおけるグリーンインフラ機能の維持」ということで、こちらに開発についてですとか今後のみどりについての取組ということでも書かせていただいておりますので、こういった方向性を示しながら、具体には個別に取り組んでいくことと考えております。

○会長　ありがとうございます。

殿村委員、いかがでしょうか。

○殿村委員　もう一点、モノレール延伸を前提としたまちづくりということで、この３つのプロジェクトという展開に組み立てられているのかと思いますけれども、モノレール延伸という事業について、当然採算問題あるいは地域の住環境という問題が、これまでも検討委員会などで検討されている課題だと思います。そうすると、これらを全てクリアして延伸事業が可能にならないと、それこそこのマスタープランそのものが絵に描いた餅になるのではないかと思います。つまり、事業の採算性や環境問題、これらについてはどう議論されたのでし

ょうか。

○会長　これについて、いかがでしょうか。

○窪田都市政策課長　今、御質問いただきましたモノレール延伸についての環境面、採算面、そういった内容につきましては、この都市マスタープランの特別委員会の中で議論すべき課題ではございませんので、特にこの特別委員会では、そういった面からの議論は行っておりません。

○会長　ありがとうございます。

殿村委員、いかがでしょうか。

○殿村委員　議論はしていない。できないというのか、その辺は分からなくはないのですが、その前提がなければこのプランは成り立たないでしょうということを、私は疑問を呈しているわけです。

つまり、モノレールが仮にできたとしても、できなかったとしても、町田市が今後、求める都市づくりのあるべき姿を柔軟に検討する必要があるのではないかということで、モノレール以外の未来型の公共交通の在り方も含めてこれは検討される――つまりモノレールに固執するのではなく――必要があるのではないかということ。これまでも私、述べてきたところですが、その辺の検討はあったのでしょうか。

○会長　いかがでしょうか。

○萩野幹事　多摩都市モノレールにつきましては、採算性、環境面の話、こういったものについて現在、東京都のほうで検討しています。町田市もそれと連携しながら、いろいろな資料を出しながら、採算性とか様々な利用形態、そういったものを今、調整しているところでございます。

そういった課題については、採算性、環境面の課題についてもクリアしていくという考えで進めているところでございます。

○会長　ありがとうございます。

殿村委員、いかがでしょうか。

○殿村委員　最後にしたいと思いますが、３つのプロジェクトとなっており、その中に木曽山崎団地のプロジェクトがあります。細かいところまで検討はされていないと思いますけれども、木曽団地、山崎団地は団地そのものが階段式になっているために、バリアフリーになっておりません。これについては随分前からエレベーターの設置等の検討が大きな課題となっていました。20年先の都市づくりの１つのプロジェクトの地域として、何十年も前の課題を

いまだにクリアできないということは大きな問題ではないかということが１つ。

もう一つは、この地域は特に学校統廃合が町田市として強力に進められてきていて、2040年に向けてさらに統廃合が行われる計画が示されておりまして、例えば公社住宅の木曽住宅についてはもうその中と周辺に一校も学校がなくなることになります。そういうことになっていくと、子育て世帯がこの地域に住まなくなる、そういうことが大いに懸念されるわけです。そこまではこの特別委員会の中では議論しなかったということになるのかもしれませんけれども、しかし、大きな目的を達成しようとするならば、高齢者から子供たちまで多世代にわたってこうした地域に、団地に生活できる、ということが大事になってくるのではないか。

ましてや町田市は図書館も減らしていこうということが計画として進められておりますので、このマスタープランでそれについてもっと厳しく方針を持っていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○会長　今の件、いかがでしょうか。

○窪田都市政策課長　この多摩モノ延伸のリーディングプロジェクトで、127ページに木曽山崎団地の多機能化をするプロジェクトということで、今後の取組を幾つか書かせていただいております。

今、お話のありました木曽山崎団地は、建設されて45年、50年となります。こちらのエレベーターやバリアフリーについて住民の方からの声は確かに町田市のほうにも届いておりますし、こちらのＪＫＫ東京とＵＲ都市機構の事業者のほうにも声はお届けしております。

今後、こちらの団地も古くなっておりますので、当然再編、再生ということで事業者は考えておりますので、そこは個別にこちらの住宅課なり都市づくり部として、この多摩モノの沿線のまちづくりとして、事業者といろいろと情報交換しながら今後、進めていかなければいけないと考えております。

また、学校統廃合につきましても、現在、少子・高齢化がさらに進む中で非常に高齢化している地域でございます。それも含めて、今後については住民の方も含めて、いろいろな場を持って、まちづくりについて情報共有をしながら、共に進めてまいりたいと考えております。

○会長　ありがとうございます。

殿村委員、いかがでしょうか。

○殿村委員　以上です。

○会長　ありがとうございます。

ほか、御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

会場でも、御発言はもうございませんか。

○事務局　大丈夫です。

○会長　オンライン参加の皆様も大丈夫ですね。

では、以上をもちまして質疑応答を終了させていただきたいと思います。

以上をもちまして報告は終了とさせていただきまして、議案審議に移ります。

今、御議論いただきました、（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン策定について、を議案第631号として、議案審議をさせていただきます。

本議案は第215回定例会、2020年２月３日の都市計画審議会において諮問、付議されたものに対する答申案の審議になります。答申案の中身につきましては、先ほど野澤委員長から説明があったとおりでございます。

それでは、以上、質疑応答を完了したものにつきまして、本答申案を都市計画審議会の答申とすることについて採決を行わせていただきます。

まず、御異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（挙手あり）

○事務局　会場内、殿村委員が挙手していらっしゃいます。

○会長　異議がございましたので、町田市都市計画審議会条例第６条第４項「審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」の規定に基づき、これより採決を行いたいと思います。

順番にお名前をお呼びいたしますので、本案について「賛成」または「反対」でお答えいただきたいと思います。

では、お名前をお呼びします。

宇於﨑委員。

○宇於﨑委員　私は賛成です。

○会長　薬袋委員。

○薬袋委員　賛成です。

○会長　市古委員。

○市古委員　賛成させていただきます。

○会長　阿部委員。

○阿部委員　賛成です。

○会長　中西委員。

○中西委員　賛成です。

○会長　草薙委員。

○草薙委員　賛成します。

○会長　飯田委員。

○事務局　本日欠席です。

○会長　佐藤委員。

○佐藤委員　賛成します。

○会長　田代委員。

○田代委員　賛成です。

○会長　続きまして、第２号委員でございます。

おさむら委員。

○おさむら委員　賛成します。

○会長　友井委員。

○友井委員　賛成です。

○会長　殿村委員。

○殿村委員　反対です。

○会長　白川委員。

○白川委員　賛成です。

○会長　松葉委員。

○松葉委員　賛成です。

○会長　続きまして、第３号委員に移ります。

唐澤委員。

○事務局　Ｗｅｂｅｘから抜けてしまっているようです。申し訳ございません。

○会長　今時点では御欠席ですね。

では、東田委員。

○東田委員（代理）　代理の増田ですが、賛成でお願いします。

○会長　城田委員。

○事務局　本日欠席です。

○会長　続きまして第４号委員。

松尾委員。

○松尾委員　賛成です。

○会長　浅利委員。

○浅利委員　賛成いたします。

○会長　ありがとうございます。

事務局、恐縮ですが、票数を御報告いただけますでしょうか。

○事務局　欠席が３名、反対が１名、15名賛成です。

○会長　ありがとうございます。

賛成が過半数の15名でございますので、この議案につきましては、本答申案を都市計画審議会の答申とすることに議決いたします。

議決いただきました答申につきましては、本日午後、私並びに野澤委員長から市長に渡させていただきます。

これをもちまして全９回の都市マスの特別委員会は終了となり、この特別委員会の専門委員の皆様も任期満了となります。

恐縮でございますが、野澤委員長から一言御挨拶をお願いします。

○野澤専門委員　コロナ禍のオンラインの会議が結構大変でしたけれども、皆さんの協力をいただきまして、ここまで到達することができました。今日も御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

○会長　大変困難な中で御検討いただき、誠にありがとうございました。

また、本日、大変長時間にわたって委員の皆様には、少しオンラインで難しいところでございましたが、大変真摯な御意見を承り、それについては当然議事録に記録されるということでございますので、今後の町田市の都市計画行政に役立つものと確信してございます。

では、以上をもちまして議案第631号の審議は完了とさせていただきます。

続きまして、また報告事項でございます。

町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策改定について、土地利用の特別委員会の中間報告でございます。

これについて、土地利用の特別委員会の委員長を務めていただいております野澤康委員から御報告をお願いいたしたく存じます。

よろしくお願いいたします。

○野澤専門委員　再び、工学院大学の野澤でございます。もうしばらくお付き合いいただければと思います。

今、吉川会長からお話がありました土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策の改定について、これまで審議してきたことを中間報告として御報告したいと思います。

説明は、資料３とスクリーンの投影資料を用いて進めたいと思います。

まず、特別委員会の構成を御紹介いたします。

委員としては、私が委員長を務めているほかに都計審の委員でもございます東京農業大学の阿部先生、都市づくりのマスタープラン策定でも委員をされていた東大の村山先生、それから東京都の職員、土地利用計画課長にお入りいただいて、４人で審議してまいりました。

この特別委員会は、今年１月に開催されました第220回都市計画審議会において、町田市都市づくりのマスタープランに示す町田市の新たな都市づくりの方向性の実現に向けて実効的な都市計画制度の運用を図るため、町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策の改定に関して諮問を受けて、設置されたものになります。

次に、この方針が対象とする都市計画の分野について御説明いたします。

用途地域などの具体的な都市計画は、東京都が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定める都市計画区域マスタープラン、それから、町田市が地域に密着した都市計画に関する事項について定める町田市都市計画マスタープランに即して決定されるものです。具体の都市計画には、おおまかに土地利用、地区計画等、都市施設、市街地開発事業などがあり、本方針は、これら都市計画のうち土地利用と地区計画等の分野に関するものとなります。

これまでに３回の委員会を開催して議論をしてまいりました。第１回目では、先ほど御説明しました都市づくりのマスタープラン策定に関する議論と、町田市における土地利用の方向性について確認し、新たに取り入れていくべき都市づくりの視点など、町田市における現状と課題についての議論を行いました。続く第２回では、第１回で行った議論を踏まえた整理をしまして、用途地域等の指定方針、指定基準の改定案について確認いたしました。続く第３回では、これまでの議論を振り返り不足する点などを補って、本日の中間報告に付する中間取りまとめをして、整理を行いました。

では、これから、お手元の資料に沿って中間取りまとめの状況を御説明いたします。

６ページを御覧ください。

これは2021年――本年３月に東京都が改定しました都市計画区域マスタープランに示す、土地利用の方向性をまとめたものになります。

都市構造としては、少子・高齢化を見据えた集約型の地域構造への再編を目指しているほか、「激甚災害にも負けない東京」を災害に係る主要な都市計画の決定の方針として定めており、木造密集地域等の改善が定められております。また「緑と水の潤いある都市の構築」を環境に関わる主要な都市計画の決定の方針として定めており、樹林地や農地の減少が課題として挙げられていて、みどりの保全や創出等を図ることが定められております。

７ページから９ページは、先ほどの議題で御審議いただきました都市づくりのマスタープランの土地利用の方向性をまとめておりますので、詳しい説明は割愛させていただきます。

今、見えているところも都市づくりのマスタープランの中でのお話になりますので、これも説明は省略させていただきます。

続いて、10ページ以降28ページまでがテーマごとの土地利用の方向性となります。

先ほど御説明いたしました上位計画で示す土地利用に関する中長期的な検討テーマとして、ここに示す５つを設定し、テーマごとに土地利用基本方針を整理いたしました。

10ページから14ページを御覧ください。

テーマの１つ目として、「多様なライフスタイル等に応じた複合的な土地利用のあり方」を挙げております。ここでは、多様性、多機能性の観点から、地域の特性に応じた土地利用の複合化により多様な暮らし、活動が可能な都市の形成を図るため、用途規制緩和の運用や、新たに都市計画法に位置づけられた田園住居地域についての方向性をまとめております。

15ページからは、テーマ２「多摩都市モノレール延伸に伴う土地利用の考え方」についてです。ここでは、多摩都市モノレール町田方面延伸の計画から、沿線や新駅周辺における適切な用途地域の指定や土地利用の誘導の方向性をまとめております。

続きまして、20ページからのテーマ３は「みどりの総量維持と質の向上に向けた取り組み」についてです。ここでは、まちなかのみどりを回復するための東京都や町田市における条例等の運用や、都市拠点に近接するみどり資源のポテンシャルを生かすため、みどりの質の向上と賑わいの誘導の方向性をまとめております。

続いて、24ページからのテーマ４は「市街化調整区域における土地利用のあり方」になります。ここでは、現在の市街化調整区域が持つ豊かなみどり、農環境の維持と無秩序な市街地の拡大抑制を図りつつ、既存集落などの環境づくりに向けて、市街化調整区域における地区計画運用指針等による適切な土地利用の誘導の方向性をまとめております。

続いて、27ページからはテーマ５「木造住宅密集地域等における災害に強いまちへの取り組み」について上げています。ここでは、2019年度に東京都が改定した防災都市づくり推進

計画の基本方針において算定基準が変更されたために、町田市内に木造住宅密集地域等が新規指定されたことを受け、地区計画等、地区の実情に適した手法によって防災性の向上等の方向性をまとめているものになります。

29ページ、30ページは、その他として「市民・事業者等による都市計画提案制度の活用の手続き等について」を上げております。ここでは、町田市住みよい街づくり条例の改正と多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりの機運の高まりなどから、市民、事業者等による都市計画提案が都市づくりのマスタープラン等の上位計画と整合するよう、法定の手続前のまちづくりの検討段階から事前相談手続を導入することにより、市民、事業者等と町田市が協力して取り組むとともに、手続に係る透明性を確保することを検討しております。

以上、今まで申し上げましたテーマ等を踏まえ、第２章「土地利用基本方針の実現に向けて」では、町田市用途地域等指定方針・指定基準の見直しを行いました。

31ページからと、今、スライドで画面に映っているものを御覧ください。

第１章の土地利用基本方針の実現に向けて、用途地域等に関する指定の方針及び基準を示すものです。改定する要素の主なものとしては、先ほどのテーマを踏まえて、都市づくりのマスタープラン改定に伴い拠点の再設定や複合系土地利用の考え方を追加しております。また、法改正に伴う田園住居地域のメニューを創設するなど、第１章の土地利用基本方針を踏まえた用途を追加しています。

最後に、今後のスケジュールですが、特別委員会といたしましては本日、都市計画審議会へ御報告し、御意見をいただいた後、第４回特別委員会を11月頃に開催し、来年２月頃の本審議会に最終報告をする予定でおります。

その他のスケジュール等につきましては、この後、事務局から説明をお願いしたいと思います。

委員長としての私からの報告は、以上になります。どうもありがとうございました。

○会長　ありがとうございました。

では、事務局からスケジュール等の御説明をお願いします。

○窪田都市政策課長　では、事務局より、その他のスケジュールと参考情報について御説明させていただきます。

まず、９月中旬から１か月間、市民意見募集を実施し、11月の特別委員会での意見を踏まえ、町田市都市づくりのマスタープランと同時期の３月の策定、公表と進めていきたいと考えております。

次に、2014年に策定いたしました現方針の運用実績につきまして、御報告させていただきます。

スクリーンを御覧ください。

現行の方針に掲げます土地利用制度の活用に向けた取組になります。

これまで方針の内容の実現に向けて、３つの視点として色別に整理いたしました取組項目を適宜進めてまいりました。また、この内容は第１回特別委員会でも報告させていただいております。

現方針に示されております視点１「人口減少・高齢化が進む社会に対応した持続可能な生活圏の形成」についてでございます。ここでは、2015年度に成瀬東地区地区計画の見直し、2018年度に低層住宅地におけるコンビニ等の建築基準法第48条ただし書きの許可の基準策定などの取組を進めてまいりました。

次に、視点２「町田の魅力の強化「商都」「住宅都市」「自然」」についてでございます。ここでは、2019年度に小山田桜台団地の一団地の住宅施設から地区計画への移行、町田市市街化調整区域における地区計画の運用指針の策定などを進めてまいりました。

最後に、視点３「多様な担い手との協働による個性豊かな地域の育成」についてでございます。ここでは、大規模な土地利用転換における協議制度や、都市計画提案制度の活用として地区計画案の提案制度の見直しなど、今年度に改定予定の住みよいまちづくり条例で検討を進めております。

そのほか、用途地域等の変更におきましても、現方針の指定方針及び指定基準に基づきまして手続を進めてまいりました。

以上で、町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策改定に関する中間報告を終わります。

○会長　御報告ありがとうございました。

これから質疑に入りたく存じますけれども、その前に、特別委員会には本委員会から阿部委員にも御参加いただいております。阿部委員から何か追加でコメントがありましたら、よろしくお願いいたします。

○阿部委員　東京農大造園科学科の阿部と申します。

今回、私は公園緑地系、みどり系の専門として入らせていただきました。野澤委員長をはじめ市の方々には丁寧にお話を聞いていただきまして、結構意見を言わせていただいたのですが、大分議論が尽くされて、完成度が上がってきていると感じていたところでございます。

ただ、先ほどの都市づくりのマスタープランを見て、改めてこちらを振り返って見たときに、やはり民地のみどりをどう保全していくのか、ここが大きなポイントであると。みどりの立場から言うと、創出と保全だと思っております。ですから、その意味ではまち系のみどりをつくり出していくことと、まちの中にある斜面緑地等のみどりを守っていくことについて、丁寧に書かれていると思います。

それから北部丘陵のほうについては、市街化調整区域という考え方で、その在り方、または手をつけていくにしても地区計画という、そこで考えていくということであったんですけれども、農地系については特別生産緑地地区制度等があるのですが、林野系については、総務省等の情報を見ると北部丘陵の民地の林野が770ヘクタールぐらいという数字が出ているのですが、それをどう守っていくかが、多分、書き方としてまだ少し弱いかなという気が改めてしたところでございます。

先ほどのマスタープランのところでは「斜面緑地等」という「等」のところに入っているとは思いますが、こちらの冊子の23ページ「実現プロセスの方向性」辺りでは、もしかしたら、ここら辺をもう少し検討していく必要があるのかなと感じた次第です。

取りあえず、以上です。

○会長　ありがとうございます。

では、質疑に入りたく存じます。

この報告について、委員の皆様から何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

会場で、どなたか手を挙げておられる委員はいらっしゃいますか。

○事務局　いえ、会場も特に手は挙がっておりません。

○会長　では、この報告については以上をもって終了とさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

（委員了承）

○会長　では、そうさせていただきます。ありがとうございました。

専門委員の野澤先生には本日、大変いろいろなことをお願いして本当に申し訳ないんですけれども、報告事項終了ということでございますので、ここで御退席いただければと思います。誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

○野澤専門委員　ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

では、退室します。

（専門委員退室）

○会長　では、議事を再開いたします。

続きまして、事前協議でございます。

事前協議は、町田都市計画下水道の変更でございます。

町田都市計画下水道町田市公共下水道について、まず、資料の説明をお願いいたします。

○荻原幹事　町田都市計画下水道の変更につきましては、下水道経営総務課長から御説明させていただきます。

○今國下水道経営総務課長　それでは、町田都市計画下水道の変更につきまして御説明させていただきます。

スクリーンと、資料４「町田都市計画下水道の変更について（町田市決定）町田市公共下水道計画書（案）」及び本日配付させていただきました当日配付資料１「都市計画の案の理由書」にて説明させていただきます。

本件は、市街化調整区域の下水道整備を実施するに当たり、町田都市計画下水道の追加変更を行うものです。

2017年度にも同様に、市街化調整区域の下水道整備実施に当たり町田都市計画下水道の追加変更を実施しております。

今回の変更を行う背景について、御説明させていただきます。

スクリーンを御覧ください。

まず、当日配付資料１「都市計画の案の理由書」の内容をスクリーンにて御説明いたします。

町田市下水道部では、長期的な視野に立ち、今後の下水道の在り方に関する基本的な方針を示し、着実に下水道の役割を果たすことを目的として、2012年に町田市下水道ビジョンを策定しました。町田市下水道ビジョンでは「次世代につなげる良好な水環境を目指して」を基本理念として、「より良い環境づくり」「安心な暮らし」「より良い下水道サービス」の３つの基本方針を掲げ、基本方針実現のため７つの施策を定めました。その７つの施策の１つに「住環境の改善」を掲げ、市街化調整区域の適正な汚水処理を推進することとしております。

そこで、市街化調整区域について、下水道整備区域と合併処理浄化槽区域を設定するための調査・検討を行い、2016年５月に町田市公共用水域水質改善10ヶ年計画を策定しました。

次に、町田市公共用水域水質改善10ヶ年計画について御説明させていただきます。

スクリーンを御覧ください。

計画策定の目的として、人口減少や高齢化、厳しい財政状況、ストックの改築更新の増大を踏まえた上で、地域の実情に応じた汚水処理の手法を公共下水道の整備と合併処理浄化槽への切替え促進・維持管理の推進の２つとし、公共用水域の水質改善を図ることを目的としています。

計画の経緯といたしましては、町田市の下水道事業は、1964年に公共下水道事業認可を取得してから主に住環境の改善と河川等の水質向上を目的として下水道の普及に努め、2013年度末には市街化区域の汚水管整備はおおむね完了し、汚水管の人口普及率は2016年３月31日時点で98.5％に達しておりました。

一方、下水道未整備地区においては、くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進と、浄化槽を設置している住民に対して適正な維持管理について指導・支援を行ってきました。町田市では、さらなる水質改善に取り組む必要から、町田市公共用水域水質改善10ヶ年計画を策定いたしました。

この町田市公共用水域水質改善10ヶ年計画は、町田市下水道ビジョンの下位計画と位置づけ、計画期間を2017年度から2026年度の10か年とし、計画の目標として水洗化率100％を目指すこととしております。水洗化率とは、市内の全人口に対して、公共下水道への接続や合併処理浄化槽での汚水処理をしている人口の割合を示しております。

計画期間のうち、2017年度から2021年度の５か年の下水道整備を前期事業、2022年度から2026年度の５か年の下水道事業を後期事業と位置づけております。

前期事業については、先ほども御説明したとおり、2017年度に町田都市計画下水道の追加変更を行い、下水道整備を進めてまいりました。

続いて、後期事業での下水道整備区域の設定方法について御説明させていただきます。

スクリーンを御覧ください。

まず、公共下水道と合併処理浄化槽の各費用について比較し、事業効果の高いところを公共下水道整備地区に設定しました。次に、その地区内の住民の方に対し、公共下水道への接続意向を調査しました。接続意向が高く、かつ汚水管を敷設する道路が建築基準法上の道路に接道していることを条件とし、下水道整備区域を設定しました。

今回の追加変更する内容ですが、スクリーンを御覧いただきまして右側の、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表のとおり、排水区域の面積が約5,513ヘクタールから約5,551ヘクタールへと変

更になります。後期事業については、追加変更する面積といたしましては約38ヘクタールとなります。

スクリーンを御覧ください。

今回の追加変更する箇所をお示ししております。ちょっと細かいのですが、赤い部分が追加変更する区域でございます。

次に、市域全体に代わって、具体的な追加変更箇所を画面にお示しします。こちらの町田都市計画下水道町田市公共下水道位置図が、地区ごとの変更箇所になります。

この位置図に四角で囲われている箇所がございます。そちらを拡大したものが、町田都市計画下水道町田市公共下水道参考図になります。スクリーンを御覧いただくと、今、そちらが出ていると思います。参考図の灰色の帯状の線に囲われた部分、こちらが既存の排水区域を示しております。「変更箇所（追加）」と記載した赤い部分があると思いますが、そちらが今回追加変更する区域となります。

お手元の資料４にも、今、画面にお示ししている町田都市計画下水道町田市公共下水道位置図と、町田都市計画下水道町田市公共下水道参考図を掲載させていただいております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

本日８月16日、事前協議後、９月15日から９月29日までの２週間、都市計画法第17条に基づく縦覧に供し、次回の審議会に付議させていただきます。

説明は以上でございます。

○会長　御説明ありがとうございました。

ただいまの件について、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

会場のほう、御質問される委員はいらっしゃいませんか。

○事務局　挙手されている方はいらっしゃいません。

○会長　オンラインのほうもいらっしゃらないようですので、この件については、これで報告を承ったということにさせていただきたいと存じます。

どうもありがとうございました。

今日予定されている議事は以上でございます。

事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局　それでは、事務局より事務連絡をさせていただきます。

次回10月の定例会は、10月11日月曜日、午前10時からの開催となります。また、12月定例会は11月15日月曜日、午後３時からの開催となります。どちらも、開催通知と資料につきま

しては追ってこちらからお送りいたします。

事務局からは、以上です。

○会長　ありがとうございました。

本日、コロナの影響でなかなか議論が難しいところも含めて大変長時間にわたり、また真摯な討論をいただき、誠にありがとうございました。本日の討論で様々指摘された御意見は、どれも大変重いものと、私は受け止めさせていただきました。今後の町田市の都市計画のさらなる発展に必ず役に立つ、そういう重要な指摘がなされたものと拝察しております。

では、以上をもちまして本日の都市計画審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。